



環境かわら版

<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/kankyo-c/0000007029.html>

平成 30 年 4 月号 (第 263 号)

特集

愛知県環境部の新年度主要事業 P2~9

新体制スタート！地球温暖化対策課、水大気環境課が誕生
平成 30 年度の主要事業をご紹介します。



ミカワサンショウウオ



ウラジロギボウシ



イワナシ

指定希少野生動植物種を追加指定しました (P11)



「平成 30 年度あいち環境塾」の塾生を募集します
(昨年度の講師と塾生との意見交換の様子) (P12)



エコアクションを
はじめよう！つづけよう！つなげよう！

<http://aichi-eco.com>



組織の再編について

平成 30 年 4 月 1 日から、大気環境課（地球温暖化対策室を含む）と水地盤環境課を再編し、地球温暖化対策課、水大気環境課と同課の課内室として生活環境地盤対策室を設置しました。

環境部の重点施策と予算

平成 30 年度は、次に掲げる重点施策を中心に、様々な取組の積極的な展開を図ります。

○ 「環境首都あいち」を支える人づくりの推進 38,316 千円

「環境首都あいち」の実現に向け、多様な主体との連携・協働により、各年代に応じた環境学習事業を実施します。

未就学児童を対象にインタープリターによる環境学習を、小中学生を対象に「環境学習講座」や「まなびの学舎キッズクラブ」などの体験型講座を、高校生を対象に「あいちの未来クリエイト部」の取組を、大学生を対象に「かがやけ☆あいちサステイナ研究所」の取組を、継続して実施します。

さらに、中高年・シニア世代を環境学習の講師として養成する取組を新たに実施します。

○ 環境調査センターの整備 2,870,343 千円

PFI方式による建替え工事を実施し、平成30年度中の新施設の完成を予定しています。

また、平成32年度の全面供用開始に向けて、子どもたちが環境について楽しみながらわかりやすく学ぶことのできる環境学習の実施について検討します。

○ 地球温暖化対策の推進 401,134 千円

新たに策定した「あいち地球温暖化防止戦略 2030」に基づき、県民・事業者・行政などあらゆる主体による取組を推進します。

地球温暖化対策についての意識を高め、県民一人一人に低炭素型ライフスタイルへの転換を促すための普及啓発や、住宅の「スマートハウス化」を促進するために太陽光発電施設、家庭用エネルギー管理システム (HEMS) 等を一体的に導入するメニューを追

加し、市町村と連携して補助等の取組を実施します。

また、電気自動車 (EV)、プラグインハイブリッド自動車 (PHV)、燃料電池自動車 (FCV) を始めとする次世代自動車の普及促進に向け、中小企業等の事業者に対する導入経費の補助を実施します。

○ 三河湾の環境再生 10,523 千円

「三河湾環境再生プロジェクト」として、三河湾の環境再生に向けた取組を進めます。

三河湾大感謝祭、三河湾環境再生体験会、三河湾環境学習会などを、「三河湾環境再生パートナーシップ・クラブ」と連携・協働して行くとともに、市町村・NPO 等が行う環境活動を支援します。

○ あいち生物多様性戦略 2020 の推進 71,924 千円

「愛知目標」の達成に向けた本県の行動計画「あいち生物多様性戦略 2020」に基づき、多様な主体が協働しながら生態系ネットワークの形成を図る「あいち方式」を推進します。

また、平成 28 年度に発足した「愛知目標達成に向けた国際先進広域自治体連合」により、世界における生物多様性保全の取組を促進します。

さらに、東三河地域のこれまでの人づくり事業の成果を生かし、「地域環境リーダー」による自然環境の保全・再生、魅力発信の取組促進を図ります。

○ あいち地域循環圏形成プランの推進 335,384 千円

「あいち地域循環圏形成プラン」に基づき、産学行政の協働拠点「あいち資源循環推進センター」を核として、循環ビジネスの創出・発掘・事業化等への支援を行うとともに、地域のポテンシャルを生かした新たな資源循環モデルの創出に取り組みます。

環境政策課 予算・経理グループ
電話 052-954-6239 (ダイヤルイン)

環境政策課の主要事業

1 第4次環境基本計画の推進

愛知県環境基本条例第9条に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境基本計画を策定しています。

平成26年5月に策定した「第4次愛知県環境基本計画」の目標である「県民みんなで未来へつなぐ『環境首都あいち』」の実現に向け、「安全・安心の確保」「社会の低炭素化」「自然との共生」「資源循環」の4つの分野ごとに具体的な取組を進めるとともに、総合的な施策推進のため、持続可能な未来のあいちの担い手育成「人づくり」を推進します。

2 持続可能な未来のあいちの担い手育成事業

未来の環境活動の担い手となる大学生を対象とする環境面での人材育成プログラム「かがやけ☆あいちサステナ研究所」により、企業・大学・NPO・自治体等の多様な主体が連携し、地域全体で「環境首都あいち」を支える「人づくり」を推進します。

この研究所は、大学生40名が、先進的な環境取組を実施する10社のパートナー企業・団体から提示された環境課題に対し、現場調査や企業・団体担当者とのディスカッションを経て、解決策を提案するもので、その成果を広く発信していきます。



かがやけ☆あいちサステナ研究所の概要

3 環境白書の作成

環境基本条例第7条に基づき、県の環境の状況及び環境の保全の施策について県議会に報告するため環境白書を作成します。また、市町村、県内公立図書館、大学、高校等への無償配付や愛知県県民相談・情報センターでの有償頒布により、県民に広く周知していきます。

4 公害審査会

公害に係る民事上の紛争について、公正・中立な立場で調停等を行うため、弁護士、学識者で構成す

る愛知県公害審査会において、公害紛争の迅速かつ適正な処理にあたります。

5 公害健康被害者の救済

公害健康被害の補償等に関する法律に基づき認定されている公害健康被害者に対して、療養の給付及び療養費、障害補償費等の6種類の補償給付を行うとともに、転地療養などの公害保健福祉事業を実施します。

6 公害防除施設整備等の促進

中小企業者が県の融資制度を利用して、公害防除設備の設置や工場の移転をした際に、返済に係る支払利子額の60%を補給しています。これにより、中小企業者の返済負担を減らし、公害防除設備の整備を促進します。

7 環境調査センターの整備

老朽化した環境調査センターについて、PFI方式による整備を進めています。新施設は、「環境首都あいちにふさわしい全国モデルとなる新エネ・省エネ施設」となるよう建設工事を実施しており、今年度中の完成を予定しています。

また、小中学生始め多くの県民の皆様に親しみを持ってもらえる施設とするため、1階のスペースに展示設備等を整備し、環境調査センターの業務である環境分析と最新の省エネ・新エネ設備を一体的に見学できる環境学習を実施します。今年度は、環境について楽しみながらわかりやすく学ぶことができる展示設備等を整備するための設計や見学ルートの設定などを行い、平成32年度の完成を目指します。



新施設の鳥瞰図

環境政策課 企画・広報グループ
電話 052-954-6210 (ダイヤルイン)

環境活動推進課の主要事業

1 環境配慮行動の推進

愛知県は、県自らの事務事業における環境負荷の低減を進めるため、本県独自の環境マネジメントシステムを適切に運用し、「愛知県庁の環境保全のための行動計画（あいちエコスタンダード）」に基づく省エネ・省資源の取組や、環境に配慮した物品・サービスの購入（グリーン購入）などを推進します。

また、グリーン購入の普及と定着を図るため、行政と事業者が協働して啓発キャンペーンを実施し、消費者に対してPRします。

2 あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業

「あいち森と緑づくり税」を活用して、市町村やNPO等が自発的に行う森や緑の保全活動や環境学習の実施に必要な経費を支援します。

また、環境活動の実施に必要な知識やノウハウを身に付けるための講習会を実施します。

3 環境学習の推進

「愛知県環境学習等行動計画2030」（平成30年3月策定。P10参照）に基づき、「あいち環境学習プラザ」（東大手庁舎内）や「^{まなびや}もりの学舎」（愛・地球博記念公園内）を拠点として環境学習事業を実施します。

(1) あいち環境学習プラザにおける取組

県民を対象にした講座（大気や水のよごれを調べる実験等）を実施します。また、講師、教材等についての紹介・調整などを行う環境学習コーディネート事業や、NPO・事業者等を対象に、学校との連携による効果的な環境教育を行うための研修を実施します。

(2) もりの学舎における取組

インタープリターによる自然体感プログラムを来館者向けに実施するほか、未就学児童向けの「もりの学舎ようちえん」、小学生向けの「もりの学舎キッズクラブ」等の環境学習事業を実施します。

(3) 高校生向け環境学習の推進

高校生が大学やNPO等と連携して地域の環境に関する調査・研究を行い、その結果を基に環境学習教材を作成するとともに、その教材の活用・普及を図る事業「あいちの未来クリエイト部」を実施します。

(4) 中高年・シニア向け環境学習の推進

幅広い世代の県民の方々に環境学習を実施していただくため、中高年・シニア世代を環境学習の講師として養成します。

4 あいちエコアクションの推進

県民の皆さんに、省エネ・省資源などの環境負荷を減らすエコアクションを促進するため、6月下旬から2月下旬にかけて、愛知県環境学習施設等連絡協議会（AELネット）^{あえる}による環境学習スタンプラリーを実施するとともに、11月頃に県民参加型のイベントを開催します。

5 環境影響評価の実施

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある大規模事業については、環境影響評価制度により、事業者に対し事前の環境配慮を求めています。

引き続き環境影響評価制度の適切な運用に努めます。

6 化学物質に係る環境リスク対策の推進

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」及び「県民の生活環境の保全等に関する条例」に基づき、化学物質の排出量、移動量及び取扱量を集計し、その結果を公表します。

また、県民の化学物質への理解を深め、事業者の取組の促進を図るため、化学物質に関するセミナーの開催やWebページでの情報発信等の様々な普及啓発を行います。

7 ダイオキシン類対策の実施

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、規制対象事業所に対する立入検査を行い、排出基準の遵守等の指導を行うとともに、大気、公共用水域（河川・海域等）、地下水及び土壌の環境調査を行い、その結果を公表します。

8 環境放射能測定の実施

環境調査センターを始め県内5か所に設置したモニタリングポストで大気環境中の放射線量率の測定を行います。また、環境調査センターに設置したゲルマニウム半導体検出器を用いて、海水などに含まれる放射能濃度を測定します。

これらの測定結果は、Webページ等で速やかに公表します。

地球温暖化対策課の主要事業

地球温暖化対策に係る施策の執行体制を強化するため、平成30年4月1日から「地球温暖化対策課」を設置し、県民、事業者、行政など全ての主体による積極的な取組を推進します。

1 地球温暖化対策

平成30年2月に策定した「**あいち地球温暖化防止戦略2030**」に基づき、2030年度の県内の温室効果ガス総排出量を2013年度比で26%削減する目標の達成に向けて、県民・事業者・市町村等のあらゆる主体と連携・協働して、「徹底した省エネルギー」と「創エネルギーの導入拡大」の推進を図ります。

(1) 県民向けの施策・取組

住宅の「スマートハウス化」に向け、市町村と協調した従来の補助制度の中で、住宅用太陽光発電施設と家庭用エネルギー管理システム(HEMS)に、蓄電池または電気自動車等充給電設備を加えた一体的導入に対する補助をスタートします。また、既存の住宅用太陽光発電の長期・安定的な発電を維持するため、保守点検事業者のデータベースを作成するなどのサポートを行います。さらに、県民の皆さんへ省エネルギー行動を促し、低炭素型ライフスタイルへの転換を呼びかける新たな県民運動「あいちクールチョイス(仮称)」を展開し、「あいちクール&ウォームシェア(注)」や、小学校中学年・高学年及び一般向け「ストップ温暖化教室」を実施します。

(注)夏季や冬季の電力使用量ピークの時間帯に、家庭のエアコンなどの電気を止め、なるべく商業施設や公共施設を利用することで涼・暖を分かち合う(シェアする)こと。

(2) 事業者向けの施策・取組

温室効果ガス排出量が一定以上の事業者を対象とする「地球温暖化対策計画書制度」を見直し、創意工夫を凝らした自主的・積極的な省エネ取組をより一層促進します。さらに、中小企業等を対象とした省エネに関するアドバイスをを行います。

また、行政の率先的な取組として、県有施設の省エネ化及び温室効果ガスの排出削減を図るため、県有施設へのLED照明導入を推進し、その効果を地域全体に波及します。

2 自動車環境対策

「あいち自動車環境戦略2020」に基づき、以下の施策を始め、総合的な自動車環境対策を推進します。

(1) 自動車NOx・PM法に基づく取組

「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(自動車NOx・PM法)に基づき、県内の対策地域内における窒素酸化物(NOx)及び粒子状物質(PM)の総量の削減目標を定め、その削減に取り組めます。

また、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」により、荷主等による車種規制非適合車の不使用の要請や確認の徹底に取り組めます。

(2) 次世代自動車の普及促進

電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)、燃料電池自動車(FCV)を始めとする次世代自動車の普及に向けて、これらを導入する中小企業等の事業者に対する経費の補助や、EV、PHV及びFCVに対する自動車税の課税免除を引き続き実施します。

また、公用車への率先導入を行います。

(3) 充電インフラの整備促進

EV・PHVの普及を促進するため、「あいちEV・PHV普及ネットワーク」の参加者と協働して、引き続き充電インフラの整備を促進します。

3 低炭素水素サプライチェーンの事業化推進

廃棄物由来の再生可能エネルギーなどを既設の電力網・ガス導管で輸送し、利用場所の近傍で水素を製造・供給する「あいち低炭素水素サプライチェーン」の事業化を産学行政の連携により推進し、県内各地への展開を図ります。

地球温暖化対策課 調整・企画グループ
電話 052-954-6213 (ダイヤルイン)

水大気環境課の主要事業

生活環境地盤対策室を含む

大気汚染や水質汚濁、土壌汚染等に係る環境保全のための規制業務を一元化し、合理的かつ円滑な執行体制を確保するため、平成 30 年 4 月 1 日から「水大気環境課」を設置し、併せて同課の課内室として「生活環境地盤対策室」を設置します。

1 公共用水域及び地下水の常時監視

水質汚濁防止法に基づき作成した水質測定計画により、公共用水域(河川・湖沼・海域)及び地下水の常時監視を引き続き実施します。

公共用水域では、本県、国土交通省、政令市の関係機関が県内 146 地点で実施し、環境基準の達成状況など水質汚濁の状況を把握します。

地下水では、本県、国土交通省、政令市の関係機関が県内 276 地点で実施し、環境基準の達成状況など地下水質の状況を把握します。また、汚染が判明した場合は周辺調査を実施し、汚染原因や汚染範囲の把握に努めます。

2 水質・土壌・地下水汚染対策

水質汚濁対策については、水質汚濁防止法に基づき工場・事業場に対し排水等の規制・指導を実施します。また、土壌・地下水汚染対策については、土壌汚染対策法、県民の生活環境の保全等に関する条例及び水質汚濁防止法の地下水汚染未然防止規定に基づき、工場・事業場等に対し、有害物質の地下への浸透防止及び適正な土壌汚染状況調査の実施等の指導を実施します。

3 第 8 次総量削減計画の推進

閉鎖性水域である伊勢湾・三河湾の水質改善を図るため、水質汚濁防止法に基づき策定した第 8 次総量削減計画により、水質保全対策を推進します。

4 大気汚染の常時監視

大気汚染防止法に基づき、県は、名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市とともに、微小粒子状物質(PM_{2.5})、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント等の大気汚染物質の常時監視を行い、環境

基準の達成状況など大気汚染の実態を把握します。毎時の測定値については、Web ページで情報提供していきます。

また、大気環境は、気象条件その他の影響で急激に悪化し、その汚染は人の健康に影響を与えるおそれがあります。そのため、汚染の程度により、光化学スモッグ注意報や PM_{2.5} に係る注意喚起情報などを発令して、その状況を県民にお知らせし、屋外での活動を控えていただくなどの対応を呼びかけます。

さらに、PM_{2.5} の成分分析や有害大気汚染物質のうち、健康リスクがある程度高いと考えられるベンゼンを始めとする 21 物質のモニタリングを引き続き実施していきます。

5 大気汚染物質対策

大気汚染防止法及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づき、大気汚染の原因となっている工場・事業場からのばい煙や粉じん、揮発性有機化合物(VOC)の排出規制、有害大気汚染物質の対策等を行います。なお、大気汚染防止法の一部改正により、平成 30 年 4 月 1 日から、水銀及びその化合物の大気排出規制を開始します。

また、規制対象となるアスベスト使用建築物の解体等作業場の立入検査を行い、作業基準の遵守状況を確認するなど、アスベスト粉じんの飛散防止の徹底を図ります。

さらに、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づき、オフロード車を使用する工場・事業場等に立入検査を行い、オフロード車からの排出ガスの規制を行います。

6 オゾン層保護対策

フロン排出抑制法に基づき、業務用冷凍空調機器の管理者やフロン類を充填・回収する事業者に対し、立入検査等により基準の遵守等を指導することで、フロン類の大気中への排出抑制を図り、オゾン層保護対策や地球温暖化対策を推進していきます。

7 三河湾環境再生の推進

三河湾の環境再生に向けた取組の機運を高めるため、「三河湾環境再生プロジェクトーよみがえれ！生きものの里“三河湾”ー」を引き続き推進し、県民の皆さん、NPO 等団体、市町村及び県が一体となった事業を実施します。

具体的には、NPO や民間企業等の多様な主体で構成する三河湾環境再生パートナーシップ・クラブと連携・協働して、三河湾大感謝祭、三河湾環境再生体験会、三河湾環境学習会などを実施し、三河湾の環境について学ぶ機会を提供するとともに、スーパーマーケットなどの集客施設において啓発活動を行います。また、三河湾大感謝祭では上流域との交流・連携をテーマに開催するなど、三河湾の環境再生に向けた連携の輪を広げ、取組のさらなる充実を図ります。さらに、市町村やNPO 等が行う環境活動への支援などを継続します。

8 生活排水対策の推進

(1) 浄化槽の設置促進、維持管理指導

公共用水域の汚れの主要因となっている生活排水を適正に処理して水質改善を図ることを目的として、市町村が行っている合併処理浄化槽設置整備事業に対する支援を実施します。

また、浄化槽管理者等に対し、法定検査の受検や保守点検及び清掃の実施など、適正な維持管理の指導・啓発を行います。さらに、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換についても、啓発資材等を作成して周知していきます。

(2) 県内唯一の天然湖沼「油ヶ淵」での取組

油ヶ淵は流域の都市化の進展や閉鎖性水域であることなどにより水質汚濁が続いており、流入する汚濁負荷量の約 72%は生活排水で占められているため、県と周辺 4 市（碧南市、安城市、西尾市及び高浜市）で構成する「油ヶ淵水質浄化促進協議会」により水環境改善事業を推進します。

地域住民や NPO、小中学校等との協働事業である油ヶ淵流域水環境モニタリングの実施や「油ヶ淵浄化デー」に係る一斉清掃への支援、水質浄化の啓発イベント「アクション油ヶ淵」の実施など、各種啓発活動も充実させていきます。

(3) 啓発活動の実施

調理くずの適正な処理などの生活排水対策実践活動の普及・定着を図るために啓発活動を行うとともに、子どもたちを対象とした水質パトロール隊事業を実施します。

9 騒音・振動・悪臭対策

騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく騒音・振動・悪臭の規制指導は市町村の事務ですが、市町村職員を対象とした研修や悪臭測定を実施するなど、市町村の行う事業者への規制指導を支援します。

また、騒音に係る環境基準の適合状況等を把握するために、自動車騒音、新幹線鉄道騒音、航空機騒音等の調査を実施するとともに、環境基準の達成率の向上に向けて関係機関に働きかけを行います。

10 地盤沈下対策の推進

地盤沈下は地下水の過剰な揚水による地下水位の低下によって、地中の粘土層が収縮して地面全体が下がることにより発生します。こうして起こった地盤沈下は、一旦発生するとほとんど元に戻らない現象です。地盤沈下が進行すると、高潮・津波・洪水などによる自然災害の危険性が高まる他に、建物等の構造物にも被害が発生します。

このため、地下水揚水規制や地下水利用者への節水などの働きかけ等の防止対策を実施するとともに、地盤の高さを測る水準測量による地盤沈下の調査や県内 31 か所の地盤沈下観測所における地下水位常時観測等の監視を実施します。

〔 水大気環境課 調整・計画グループ
電話 052-954-6221（ダイヤルイン） 〕

自然環境課の主要事業

1 あいち生物多様性戦略 2020 の推進

平成 22 年に愛知県で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議(COP10)で、2020 年までの世界目標として「愛知目標」が採択されたことを受け、県では平成 25 年 3 月、「あいち生物多様性戦略 2020」を策定しました。この戦略の基本目標「人と自然が共生するあいち」の実現に向け、次のような取組を展開します。

2 「あいち方式」の推進

多様な主体の連携により、開発等によって分断された自然を緑地や水辺でつなぎ、地域本来の生態系を保全・再生する「生態系ネットワークの形成」を推進するため、県内 9 地域で設立した協議会により、県全域で取組を展開するとともに、協議会相互の交流を促進し、優れた取組成果を共有化することで、活動の活性化を図ります。

また、「あいち森と緑づくり税」を活用した交付金により生態系ネットワーク形成の取組を支援します。

さらに、開発等による自然への影響を回避、最小化し、その後に残る影響を開発区域内外で代償する「あいちミティゲーション」を推進し、生態系ネットワーク形成と組み合わせた本県独自の取組である「あいち方式」を推進します。

3 国連生物多様性の 10 年関連事業の実施

「国連生物多様性の 10 年」(2011～2020 年)にあたり、「生物多様性自治体ネットワーク」の幹事自治体として全国の自治体の取組向上に貢献するとともに、県内市町村での生物多様性地域戦略策定を促進するため、市町村向けワークショップを開催します。

4 愛知目標達成に向けた国際先進広域自治体連合協働事業の実施

愛知目標の達成に貢献するため、生物多様性保全に先進的に取り組む世界の広域自治体と立ち上げた「愛知目標達成に向けた国際先進広域自治体連合」により、世界の自治体の取組を促す共同アピールを行います。

5 東三河地域における自然再生の推進

豊かな自然環境を有する東三河地域において、地域の自然環境の保全・再生や地域環境の魅力発信を実施できる人材の活躍を促進するとともに、地域の環境活動の交流の輪を広げていく取組を推進します。

6 自然公園の保護と利用

自然公園法及び愛知県立自然公園条例に基づき、県内の自然公園の保護を図るため、工作物の設置等の各種行為を適切に規制するとともに、自然公園の適正な利用増進に努めます。また、社会情勢等の変化に応じて、順次、自然公園の区域等の見直しを進めます。さらに、東海自然歩道や県営の自然公園施設を県民の皆さんが安全で快適に利用できるよう管理運営を行います。

7 自然環境保全地域の保全

自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例に基づき、自然公園区域外に残されている優れた天然林、動植物の生息生育地等の貴重な自然環境を有する自然環境保全地域の保全を図ります。

8 希少野生動植物の保護

自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例に基づき指定した指定希少野生動植物種及びその生息地等保護区の規制・監視やその他の絶滅危惧種の生息生育地の保全等を進めるとともに、県民への普及啓発を行います。

9 外来種(移入種)対策

自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例に基づき、本県の生態系に支障を及ぼすおそれがある外来種(移入種、人為的に移入された動植物種)について普及啓発を行い、地域の駆除活動を促します。

10 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化

鳥獣の保護及び管理を図るため、鳥獣保護区の指定、野生鳥獣の保護及び管理に関する普及啓発事業などを実施するとともに、狩猟の適正化を図るため、狩猟免許、狩猟等に関する指導・取締りなど、狩猟行政に係る事務を行います。

〔 自然環境課 調整・施設・自然公園グループ 〕
電話 052-954-6227 (ダイヤルイン)

資源循環推進課の主要事業

廃棄物監視指導室を含む

1 廃棄物処理計画の推進

平成 29 年 3 月に策定した新たな廃棄物処理計画（平成 29 年度～33 年度）に掲げた廃棄物の減量化や再資源化の目標の達成に向け、3R の促進などこれまでの取組を継承・発展させていくとともに、非常災害時における処理体制の構築や地域循環圏づくりの推進など各種の取組を進めます。

2 地域循環圏づくりの推進

「あいち地域循環圏形成プラン」に基づき、産学行政の連携拠点として設置している「あいち資源循環推進センター」を核として、多様な主体との連携の下で地域循環圏づくりに向けた取組を推進します。

(1) 資源循環モデルの新展開

本県の地域ポテンシャルを生かした、バイオマス資源の活用等により、広域的な循環の環を先導する新たな資源循環モデルの具体化に向けた調査検討を進めます。

(2) 循環ビジネスの振興支援

「循環ビジネス創出コーディネーター」による企業の 3R 支援や、ビジネス発表・ビジネスマッチングの場を提供する「循環ビジネス創出会議」の開催、先導的・効果的な「リサイクル施設の整備等に対する補助」、3R に関する優れた事業等を表彰する「愛知環境賞」、中小企業のリサイクル製品・技術の宣伝普及に資する「大型展示会の出展支援」などを行い、循環ビジネスの振興を図ります。

(3) 人づくりと情報発信の強化

持続可能な社会づくりのリーダーを育成する「あいち環境塾」を実施するとともに、資源循環情報システムや、資源循環推進センター併設の展示コーナーで循環ビジネス等の情報を発信します。

3 3R の推進

(1) 一般廃棄物の減量化・再資源化の推進

消費者団体、事業者団体、市町村等で構成する「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」において、3R の普及・啓発を行います。

(2) 各種リサイクル法等の推進

小型家電リサイクル法、容器包装リサイクル法、自動車リサイクル法等に基づく取組を促進するため、

普及・啓発や、指導・監視等を行います。

4 廃棄物の適正処理の推進

(1) 一般廃棄物

7 一般廃棄物処理施設の指導

市町村の一般廃棄物処理施設の適正かつ効率的な整備、維持管理のための技術的援助等を行います。

イ 災害廃棄物処理計画の推進

「愛知県災害廃棄物処理計画」に基づき、実効性のある処理体制を構築するため、市町村の計画策定の支援や図上演習を実施します。

(2) 産業廃棄物

7 規制指導

産業廃棄物処理業及び処理施設の許可に当たり厳正な審査を行うとともに、産業廃棄物の処理が適正に行われるよう、廃棄物処理法、廃棄物の適正な処理の促進に関する条例等に基づき、排出事業者及び産業廃棄物処理業者に対し立入検査を実施し、指導・監視を行います。

イ 不法投棄対策

産業廃棄物の不法投棄、野焼き等の不適正処理を防止するため、立入検査や民間業者によるパトロールに加え、防災ヘリコプターやドローンによる、上空からの監視を実施します。

ウ 事業者指導

産業廃棄物管理票（マニフェスト）による廃棄物の移動管理の透明性の向上を目的とした、電子マニフェストの普及を促進します。

また、産業廃棄物の不適正処理を防止するため、「再生資源の適正な活用に関する要綱」に基づき、産業廃棄物や副産物を原材料として製造された再生品等の環境安全性を確認します。

エ 産業廃棄物処理業者の優良化推進

排出事業者が優良な産業廃棄物処理業者を選択できるよう講習会等により優良業者の育成を推進します。

(3) PCB 廃棄物

「愛知県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」（平成 30 年 3 月改訂）に基づき、PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に推進します。

資源循環推進課 調整・広域処分グループ
電話 052-954-6231（ダイヤルイン）

愛知県環境学習等行動計画 2030 を策定しました

愛知県では、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第8条に基づき、平成25年2月に愛知県環境学習等行動計画（計画期間：平成25年度～平成29年度）を策定し、環境学習及び環境保全活動を推進してきました。この度、近年の動向等を踏まえ、愛知県環境学習等行動計画 2030（以下、「行動計画 2030」という。）を新たに策定しました。

持続可能な社会を形成していくためには、一人一人が問題を解決する能力を身に付け、具体的な行動を起こしていかなければならないことから、行動計画 2030 は、「家庭」「学校」「社会」の様々な場面で行動につなぐ力を育むということを主眼に置き、2030年度までの環境学習等の方向性を示しています。

○ 計画の概要

(1) 目的

持続可能な社会を支える「行動する人づくり」

(2) 計画期間 2018年度～2030年度

（必要に応じ、概ね5年ごとに見直し）

(3) 内容

①環境学習等を通じて育む行動につなぐ

「五つの力」

学びを行動につなぐために一人一人に身に付けることが望ましい「五つの力」（体感する力、理解する力、探究する力、活用する力、共働する力）を示し、それらを育むことを念頭に置きながら環境学習等に取り組むことで、「行動する人づくり」を推進します。

②行動につなぐ力を育むための、環境学習等の機会の拡充と質の向上

世代ごとに特色を持たせた環境学習等の機会を拡充するとともに、連携・協働の推進、SDGs や身近な環境問題との関連付け等により、環境学習等の質を高めていきます。

今後は、行動計画 2030 に基づき、行動につなぐ力を育む環境学習等を推進し、「持続可能な社会を支える行動する人づくり」に取り組んでいきます。

（環境活動推進課 環境学習グループ
電話 052-954-6208（ダイヤルイン））



家庭・学校・社会において育む
学びを行動につなぐ
「五つの力」

→ 環境学習等を通じて育む「五つの力」

学びを行動につなぐために一人一人に身に付けることが望ましい「五つの力」を示し、それらを育むことを念頭に置きながら環境学習等に取り組むことで、「行動する人づくり」を進めます。



→ 環境学習等の機会の拡充・質の向上

世代ごとに特色を持たせた環境学習等の機会を拡充するとともに、連携・協働の推進、SDGs や身近な環境問題との関連付け等により、環境学習等の質を高めます。

指定希少野生動植物種を追加指定しました

愛知県では、希少な野生動植物種のうち特に保護を図る必要があるものについては、自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例に基づく「指定希少野生動植物種」に指定し、生きている個体の捕獲や採取などを禁止し、その保護を図っています。

これまでにコノハズクを始め動物 8 種、植物 7 種の 15 種を指定していましたが、3 月 6 日に新たに指定希少野生動植物種として、次の 3 種を追加しました（写真は表紙を参照）。

ミカワサンショウウオ（両生類）
ウラジロギボウシ（維管束植物）
イワナシ（維管束植物）

指定希少野生動植物種に指定されると以下の行為が原則禁止となりますのでご注意ください。

- ・生きている個体の捕獲、殺傷、採取、損傷
- ・違法に捕獲等された個体、その器官の譲渡し等

○ 指定希少野生動植物種一覧（18 種）

鳥類	コノハズク
爬虫類	アカウミガメ
両生類	ミカワサンショウウオ、 アカハライモリ渥美種族、ナガレタゴガエル
淡水魚類	ウシモツゴ
昆虫類	ヒメヒカゲ
クモ類	ミカワホラヒメグモ
貝類	オモイガケナマイマイ
維管束植物	キンセイラン、ウラジロギボウシ、ヤチヤナギ、 ハギクソウ、ナガバノイシモチソウ、 シロバナナガバノイシモチソウ、 エンシュウツリフネ、イワナシ、 ナガボナツハゼ

〔 自然環境課 野生生物・鳥獣グループ
電話 052-954-6230（ダイヤルイン） 〕

廃棄物の適正な処理の促進に関する条例の一部改正について

平成 28 年 1 月に発覚した食品等廃棄物の不適正処理事案は、第一に廃棄物処理業者による不適正行為によるものでしたが、排出事業者において廃棄物の処理責任に対する認識が不十分であったことも大きな要因でした。

この再発防止対策として、愛知県では排出事業者向け手引書の作成や研修会などによる啓発・指導を行ってきました。これらに加え、廃棄物の適正な処理の促進に関する条例（以下「条例」という）で排出事業者には義務付けている、「委託した産業廃棄物の処理状況の定期的な確認」の実効性を担保するため、処理状況の確認を適正に行っていない事業者に対する措置を新設する条例改正を行い、平成 30 年 3 月 27 日に公布しました。

1 改正の概要

- (1) 実地確認義務に係る勧告及び事業者名の公表規定等の追加について

- ・処理委託した産業廃棄物の処理状況の実地確認を行っていない事業者に対する勧告及び事業者名の公表規定を追加

- ・規則等で確認の具体的な方法を明示

(2) 同義務の対象外とする場合の明文化について

- ・実地による確認を省略可能とする委託先を規定
- ・中小企業や個人事業主等に過度な負担を強いるなどの理由により、適切に確認を行うことができる代理人等による確認を許容

2 施行期日 平成 30 年 10 月 1 日

今後、規則、ガイドラインの整備を行い、逐次 Web ページに掲載していきます。

(<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/>

[junkan-kanshi/20180401kaisei](http://www.pref.aichi.jp/soshiki/junkan-kanshi/20180401kaisei))

〔 資源循環推進課廃棄物監視指導室監視グループ
電話 052-954-6238（ダイヤルイン） 〕

流域モニタリング一斉調査を実施します

愛知県は、河川やため池など身近な水辺を調べることで水循環に関心を持っていただくため、今年度も県民の皆さんを対象に県内全域で「流域モニタリング一斉調査」を実施します。

この調査は、参加者の五感により水の色やにおいなどを評価するもので、どなたでも簡単に実施することができますので、是非ご参加ください。

1 調査の概要

流域モニタリング一斉調査は、「水のきれいさ」「水の量」「生態系」「水辺のようす」の4つの視点から行います。

2 対象

どなたでも参加できます（小学生以下の方は保護者の方と一緒に参加してください。）。

3 調査場所

県内の身近な水辺（川やため池、湖、海辺など）

4 調査期間

6月5日（火）（環境の日）から9月末まで

5 申込方法

参加申込書に必要事項を記入の上、お住まいの市町村の環境保全担当課まで提出してください。

※ 調査マニュアル及び参加申込書は次のWebページからダウンロードしてください。

(<http://www.pref.aichi.jp/kankyo/soshiki/mizutaiki/h30monitoring.html>)

6 その他

個人参加の方については、ボランティア活動保険に加入します（保険加入費用は県が負担します。）。

〔 水大気環境課 調整・計画グループ
電話 052-954-6221（ダイヤルイン） 〕

「平成30年度あいち環境塾」の塾生を募集します

愛知県では、今年度も（公財）名古屋産業科学研究所と共同で、持続可能な社会づくりに向けた人材の育成を目的とした「あいち環境塾」を開講します。

講師には、エネルギー問題、資源循環、生物多様性など環境に関連する各分野の専門家をお迎えするほか、今回から新たに、卒塾生の活動現場の見学会をカリキュラムに加えました。

平成20年度の開講からこれまでに218名が卒塾し、企業、NPO、行政などの各分野で活躍されています。

意欲ある皆様の御応募をお待ちしています。

1 内容

講義、講師との意見交換、政策やビジネスモデルの提言に向けたチームディスカッション等

2 開催日

6月16日（土）～11月17日（土）の内12日間

3 対象者

県内の企業、団体、大学、行政機関等に所属する方など（概ね60歳くらいまでの方）

4 参加費

5万円（税込）

5 申込方法

5月10日（木）までに、下記Webページから直接お申込みいただくか、入塾申込書に記入の上、郵送、FAX又はEメールでお申し込みください。

6 申込先・問合せ先

（公財）名古屋産業科学研究所

〒460-0008 名古屋市中区栄二丁目10-19

名古屋商工会議所ビル 8階

URL：<http://www.nisri.jp/chc/gathering.html>

電話：052-223-6639 FAX:052-211-6224

Eメール：chc@nisri.jp

〔 資源循環推進課 循環グループ
電話 052-954-6233（ダイヤルイン） 〕

平成28年度一般廃棄物処理事業実態調査結果について

愛知県では、平成28年度における市町村及び一部事務組合による一般廃棄物（以下「ごみ」という。）処理事業実態調査の結果を取りまとめました。

1 ごみの排出・資源化状況（対前年度実績値比較）

前年度と比べ、最終処分量は増加しましたが、その他の項目については改善が見られました（表1）。長期的な傾向は図1、図2のとおりです。

表1 ごみの排出・資源化状況

項目	平成28年度 実績値	平成27年度 実績値	前年度 比
ごみの総排出量(千t)	2,548	2,550	0.1%減
一人一日当たりのごみ排出量(g/人・日)	927	929	0.2%減
処理しなければならないごみの 一人一日当たりの量(g/人・日) ^{※1}	752	761	1.2%減
一人一日当たりの家庭系ごみの量 (g/人・日) ^{※2}	527	536	1.7%減
最終処分量(千t)	206	203	1.5%増
リサイクル率(%)	22.1	21.7	0.4 ポイント増

※1「処理しなければならないごみの量」とは、「ごみの総排出量」から再資源化を目的として回収された古紙や空き缶などを除いた量をいう。

※2「家庭系ごみの量」とは、家庭からの処理しなければならないごみの排出量を示すもので、「処理しなければならないごみの量」から事業活動に伴って発生したごみ量を除いた量をいう。

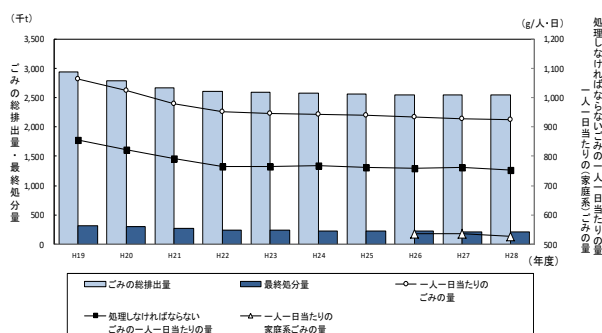


図1 ごみの総排出量、最終処分量等の推移

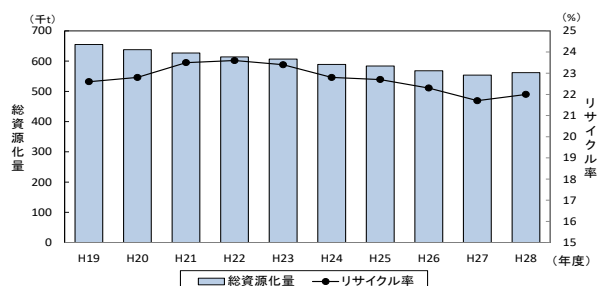


図2 総資源化量とリサイクル率の推移

2 市町村ごとの状況

県内で一人一日当たりのごみ排出量が最も少ない市町村は、人口10万人以上では江南市（749g/人・日）、人口10万人未満では幸田町（676g/人・日）でした。なお、全市町村の主な指標に加え、それぞれを順位付けした一覧表を下記Webページで公表しています。

3 ごみ処理経費

県内のごみ処理に要した経費の総額（処理・維持管理費及び建設改良費等の合計）は約1,104億円で、県民一人当たりに換算すると年間14,670円となり、前年度の13,773円を上回っています。

4 県におけるごみ減量化の取組

廃棄物の排出抑制等を促進し、循環型社会を実現するため、「愛知県廃棄物処理計画（平成29～33年度）」を策定し、ごみの総排出量等の目標を定めています（表2）。

平成33年度の目標達成に向けて、今後も関係機関とともに「ごみゼロ社会推進あいち県民会議を活用した3Rの促進」や「市町村の取組を促進するための啓発、情報提供、技術的支援等」などを進めていきます。

表2 愛知県廃棄物処理計画の進捗状況

項目	平成28年度 実績値	平成33年度 目標値
ごみの総排出量(千t)	2,548	2,404
一人一日当たりの家庭系ごみの量 (g/人・日)	527	500
リサイクル率(%)	22.1	22.9
最終処分量(千t)	206	198

私たち一人ひとりが、詰め替え商品の購入、マイバッグの利用、料理の食べきり等、身近で簡単な行動をとることで、ごみの減量につながります。こうした皆さんの行動でごみの減量は着実に進んでいきますので、引き続きご協力をお願いします。

本調査の詳細はWebページをご覧ください。

(<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/junkan/ippai-jittaityousa-h28.html>)

資源循環推進課 一般廃棄物グループ
電話 052-954-6234（ダイヤルイン）

光化学スモッグ発令情報メール配信サービスを開始しました

目や喉に刺激を与える光化学スモッグは、日差しが強く、気温が高く、風が弱い日に発生しやすいです。

愛知県では、光化学スモッグ予報や注意報が発令された場合、事前に登録していただいた県民の皆さんに、その情報(発令日時・発令情報及び解除情報)をメール配信するサービスを毎年行っています。このサービスを是非ご活用いただき、発令情報が出されたときには、不要不急の外出を控えるなどの対応をお願いします。

(配信期間：平成 30 年 4 月 2 日～10 月 31 日)



■■ メール配信サービスの登録方法 ■■

○ パソコン又はスマートフォンからの登録

- (1) 「あいちの環境」Web ページにアクセス

(<http://www.pref.aichi.jp/kankyo/>)

- (2) 環境に関するイベント情報のバナー「光化学スモッグに関する情報」をクリック

- (3) 「メール配信サービス」をクリック

- (4) 発令区域ごとに表示されたメールアドレスに空メールを送信すると、登録完了メールが届きます。

○ 携帯電話からの登録

- (1) 「モバイルネットあいち」にアクセス

(<http://www.pref.aichi.jp/mobile/>)

- (2) 「節水・光化学スモッグ・PM2.5」を選択

- (3) 「光化学スモッグ情報・PM2.5」を選択

- (4) 「光化学スモッグ発令メール配信登録・解除」を選択

- (5) 発令区域ごとに表示されたメールアドレスに空メールを送信すると、登録完了メールが届きます。

【参考】PM2.5 注意喚起情報等メール配信サービス

県では、微小粒子状物質 (PM2.5) が高濃度になった際の注意喚起を発令した情報を、事前に登録していただいた県民の皆さんにメール配信するサービスも行っています。こちらも是非ご活用ください。

(配信期間：平成 29 年 11 月 1 日～

平成 30 年 8 月 31 日)

詳細は Web ページをご覧ください。

(<http://taiki-kankyo-aichi.jp/kankyo/pm25>

hatsurei/HatsureiDeliveryServicePM25.html)

〔 水大気環境課 大気調査グループ
電話 052-954-6216 (ダイヤルイン) 〕

愛知県環境情報紙「環境かわら版」

平成 30 年 4 月 2 日発行(第 263 号)

編集・発行 愛知県環境調査センター

企画情報部

〒462-0032 名古屋市北区辻町字流 7-6

電話 052-910-5489 (ダイヤルイン)

編集後記

近所の公園でタンポポの花が咲いているのを見かけ、寒い冬が過ぎ去り、春が訪れたことを実感しました。

春は別れと出会いの季節と言われますように、新年度を迎えて企画・編集チームも新たなメンバーになりました。チーム一丸となって、様々な環境情報を皆様にお届けしていきますので、一年間よろしくお願いします。

(企画・編集チーム)

※ この環境かわら版は、環境部 Web ページ「あいちの環境」<http://www.pref.aichi.jp/kankyo/>でも発信しており、写真等をカラーでご覧いただけます。この記事は広報紙等へ再掲していただきますようお願いいたします。